



SAITAMA 精神保健福祉だより



〒362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地2

- ・埼玉県立精神保健福祉センター TEL 048-723-3333 (代表) FAX 048-723-1550
ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b0606/index.html>
- ・埼玉県立精神医療センター TEL 048-723-1111 (代表) FAX 048-723-1550
ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/seishin-c/>

CONTENTS

- 1 埼玉県災害派遣精神医療チーム(埼玉DPAT)先遣隊の派遣について(千葉県での支援活動) 1
埼玉県福祉部障害者福祉推進課 障害福祉・自立支援医療担当
- 2 埼玉県災害派遣精神医療チーム(埼玉DPAT)に係る研修報告について 3
埼玉県福祉部障害者福祉推進課 障害福祉・自立支援医療担当
- 3 埼玉県大規模地震時医療活動訓練(DPAT訓練)の報告について 4
埼玉県保健医療部疾病対策課 精神保健担当
- 4 全国障害者スポーツの取り組みについて(卓球大会正式種目等) 5
埼玉県立精神保健福祉センター 精神保健福祉部 企画広報担当
- 5 埼玉県虐待禁止条例及び埼玉県虐待通報ダイヤル「#7171」について 6
埼玉県福祉部福祉政策課 政策企画担当

No.99
令和2年1月

※当機関誌は、埼玉県立精神保健福祉センターのホームページから、全文ダウンロードできます。是非、ご利用ください。(http://www.pref.saitama.lg.jp/b0606/tayori/index.html)

1 埼玉県災害派遣精神医療チーム(埼玉DPAT)先遣隊の派遣について(千葉県での支援活動)

埼玉県福祉部障害者福祉推進課 障害福祉・自立支援医療担当

1 はじめに

このたびの令和元年台風第15号により、被災された方々に対し心よりお見舞い申し上げます。

さて、県では、大規模災害等が発生し、その後の被災地域における精神保健医療ニーズへの専門性の高い精神科医療や精神保健活動による支援を提供するため、平成26年度から災害派遣精神医療チーム(DPAT: Disaster Psychiatric Assistance Team)体制整備事業を開始し、埼玉DPATの整備を進めてきました。平成26年6月には災害発生後48時間以内に被災地域で活動するDPAT先遣隊を精神医療センターに設置し、平成30年3月には県内12精神科医療機関と埼玉DPAT派遣に関する協定を締結し、大規模災害等の発生に備えています。

今回、令和元年台風第15号の被害において、令和元年9月10日から12日までの3日間、精神医療センター先遣隊(医師、看護師、精神保健福祉士)及び障害者福祉推進課職員の計4名を千葉県に派遣したので報告します。

2 埼玉DPAT先遣隊派遣

(1) 令和元年台風第15号による被害

令和元年9月5日に南鳥島近海で発生した台風第15号は、最低中心気圧955hPa、最大風速45m/sの強い勢力をもち、令和元年9月9日未明、千葉市付近に上陸し、千葉県などに大きな被害をもたらしました。

台風第15号による主な被害は、死者1名、重症12名、全壊219棟、半壊2,129棟に上り、千葉県内での停電は、約93万4,900戸(最大)、断水13万9,744戸(最大)と大きな被害が生じました。

※令和元年10月10日現在 内閣府資料から引用

(2) DPAT先遣隊の派遣要請

千葉県では、台風が通過した9月9日には県庁内にDPAT調整本部を設置し、県内精神科病院等の被害状況の把握に努めていました。千葉県の最高気温が30℃を越す中、大規模停電の影響により、冷房設備等が機能せず入院患者の熱中症のリスクが高まっている精神科病院もありました。このため、一部の精神科

病院において患者搬送を行う必要が生じ、同10日15時頃、千葉県が厚生労働省を通じて近県の自治体に対し、DPAT先遣隊の派遣要請を行いました。これを受け、県は、埼玉DPAT先遣隊を直ちに千葉県に派遣しました。

(3) 埼玉DPAT先遣隊の活動

千葉県のDPAT統括者が千葉県DPAT調整本部長になり、県内の精神保健医療ニーズの収集、DPATの統括・指揮を執っていました。千葉県に先着した茨城DPAT先遣隊2隊は、既にDMAT（災害派遣医療チーム）活動拠点本部が設置されている日本医科大学千葉北総病院内にDPAT活動拠点本部を設置し、DMATと連携し、活動を開始していました。埼玉DPAT先遣隊は、9月10日深夜、千葉県庁に到着し、活動を開始しました。(図1～3を参照)



埼玉DPAT先遣隊は、千葉県DPAT調整本部に配置され、DPAT活動拠点本部、現場隊及び関係機関との連絡調整や経時的記録（クロノロジー）を担いました。

DPATの活動内容は、被災した精神科病院のライフラインを確保するための調整や入院患者の転院に係るDMATとの調整など後方支援が中心でした。精神科病院の被災状況の確認については、調整本部や活動拠点本部において、情報システムを活用しながら電話確認を行い、必要に応じて現場隊がDMATと連携し現地確認を行いました。患者の転院調整については、直接的な精神保健医療ニーズへの対応よりも、熱中症が疑われる患者への対応などDMATとの連携や、氷の手配などの対応や調整が中心でした。また、DPAT統括者が日本精神科病院協会等に支援を要請し、水、食料等の支援物資の調達などが行われました。

(4) DPAT活動の終了

9月12日、保健所や精神科救急医療体制など通常の精神保健医療の体制で対応することとなったため、DPAT調整本部を撤収し、千葉県におけるDPAT活動が終了することになり、埼玉DPAT先遣隊も撤退しました。

3 終わりに

今回のDPAT先遣隊の派遣に当たり、多くの関係者の御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。また、DPAT活動は終了しましたが、被災された方々の生活再建が一刻も早く進むことを心から願っております。

図1 令和元年9月10日（火）のDPAT活動



図2 令和元年9月11日（水）のDPAT活動



図3 令和元年9月12日（木）のDPAT活動



2 埼玉県災害派遣精神医療チーム（埼玉DPAT）に係る研修報告について

埼玉県福祉部障害者福祉推進課 障害福祉・自立支援医療担当

大規模災害時、被災者やその支援者に精神科医療や精神保健活動による適切な支援を提供するために、埼玉県災害派遣精神医療チーム（埼玉DPAT）の隊員に向けて、埼玉DPATロジスティクス研修及び埼玉DPAT研修を開催しました。

1 埼玉DPATロジスティクス研修

令和元年7月12日（金）午後に全電通会館において実施し、13チーム5機関計29名が参加しました。

（1）目的

DPATは、リーダーである精神科医師を始め、看護師、ロジスティクス（業務調整員：事務職や精神保健福祉士等が担う。）の職種で構成されます。本研修は、主にロジスティクスを担う隊員を対象に、ロジスティクスの機能と役割を知り、各種の情報システムの操作方法などの技術を習得することを目的としています。

（2）研修内容

ア ロジスティクスの基本（講義）

DPATにおけるロジスティクスは、通信、移動手段、医薬品、生活手段等を確保することや連絡調整、運転などDPAT活動を行うための後方支援全般を行うという基本的な役割等の講義を受けました。

イ 情報システムの操作方法（演習）

災害時の情報収集や連絡手段として必須となる広域災害救急医療情報システム（EMISS）、災害時診療概況報告システム（J-SPEED）の操作方法を学びました。

2 埼玉DPAT研修

令和元年7月28日（日）終日で精神医療センター体育館において実施し、13チーム計45名が参加しました。

（1）目的

講義や大規模災害演習を通じて、DPATの指揮命令系統や関係機関との連携の在り方を理解し、具体的技術を習得することを目的としています。また、関係者の見学参加も可能としました。

（2）研修内容

ア 各種講義

午前は、災害医療コーディネーターやDPATインストラクターにより、災害医療やDPATの活動理念、活動内容など、DPAT隊員に必要な知識を学びました。

イ 大規模災害演習

午後は、被災精神科病院から患者搬送を行うための支援技法やDPAT調整本部等の本部機能、避難所等での現場活動等について事例を基に実践的な演習を行いました。

3 終わりに

近年、自然災害による被害が多発しています。本研修がDPATの関係者のみでなく、精神保健医療福祉に関係する方々にも広く受講していただくことで、災害時の精神保健医療体制を知り、必要な支援を受ける（受援）体制づくりや災害への備えの一助となることを願っております。

3 埼玉県大規模地震時医療活動訓練（DPAT訓練） の報告について 令和元年9月6日（金）・7日（土）

埼玉県保健医療部疾病対策課 精神保健担当

9月6日は、東京湾北部を震源地とする、M7.3/最大震度7の地震発生により埼玉県が被災したと想定した発災初動訓練を、7日は、発災後2日目を想定した埼玉県DPAT調整本部設置・運営訓練を実施しました。今回の訓練は、埼玉県DPAT統括者（精神保健福祉センター長）を始め、埼玉DPAT先遣隊（精神医療センターで編成）、茨城DPAT先遣隊、障害者福祉推進課、疾病対策課職員が参加しました。保健医療調整本部を始め、県内の他関係機関・関係団体と連携しながら行われる実質的なDPAT訓練は、今回が初めてです。

6日の発災初動訓練では、埼玉県DPAT調整本部の立ち上げ検討・決定、EMISの入力や情報収集、衛星電話による通信手段の確保、資機材の確保、県内・県外のDPAT先遣隊派遣依頼など発災直後の初期対応について訓練を実施しました。

7日のDPAT調整本部設置・運営訓練では、EMIS等で収集した被災状況について保健医療調整本部会議での情報発信や共有、被災した精神科医療機関の患者避難、派遣された茨城DPAT先遣隊との協働、避難所における要支援者への対応等について訓練が行われました。

今回実施した訓練により発災直後の初期対応を始め、関係機関・関係団体との連絡調整や情報共有の在り方に関して課題が見えてきました。特に、発災直後迅速かつ円滑に対応していくには日頃の訓練はもとより、行うべき業務を如何に共有していくかということが非常に重要となってきます。災害はいつ発生するかわかりません。県では、いざというときの備えや緊急時の対応について引き続き研修会や訓練を実施してまいります。今後とも皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。



4 全国障害者スポーツの取り組みについて (卓球大会正式種目等)

埼玉県立精神保健福祉センター 精神保健福祉部 企画広報担当

今年度より全国障害者スポーツ大会において、『卓球』競技が精神障害の区分として、バレーボール競技に続き2つ目の正式種目となりました。全国障害者スポーツ大会は、昭和40年から身体障害のある人々を対象に行われてきた「全国身体障害者スポーツ大会」と、平成4年から知的障害のある人々を対象に行われてきた「全国知的障害者スポーツ大会」が統合され、平成13年から国民体育大会終了後に、同じ開催地で行われるようになりました。障害のある人々の社会参加の推進や、障害のある人々に対する国民の理解を深めることを目的としています。精神障害のある人々が初めて対象となったのは、平成13年に宮城県で行われた第1回全国精神障害者バレーボール大会で、その後オープン協議を経て、平成20年に大分県で開催された第8回全国障害者スポーツ大会より『精神障害者バレーボール』が正式競技となりました。そして今年度の第19回全国障害者スポーツ大会「いきいき茨城ゆめ大会」(令和元年10月12日～14日)において『卓球』競技が位置づけられました。

代表枠は、都道府県及び政令都市から男女各1名で、埼玉県とさいたま市で男女各1名の計4名となります。予選会は、5月に行われた平成31年度彩の国ふれあいピック春季大会(第32回県民総合体育大会兼第18回埼玉県障害者スポーツ大会)において、知的障害の部と合同で行われました。選考委員会の結果、埼玉県・さいたま市から男子各1名が代表として選出されました。

埼玉県が主催した練習会は、7月～9月に埼玉県障害者スポーツ協会と埼玉県障害者卓球協会の協力のもとに4日間開催され、うち2日間は3障害合同の合宿がスポーツ総合センター(上尾市)で行われました。合宿は、大会中の遠征期間が5泊6日の長丁場であるため、宿泊を通して自らの体調管理や不安軽減を図ることも目的の1つでした。また、大会会場へのバス移動や宿泊、集団での行動など慣れないことへの不安や心配については、

全国大会経験者である他障害の選手や、監督・コーチを含めたスタッフのサポートを受けながら大会に向け準備を進めてきました。9月29日には埼玉県障害者交流センターにおいて埼玉県選手団の結団式を行い、いよいよ10月10日の移動日を迎え、出発しました。しかしながら、この週に関東甲信東北地方へ甚大な被害をもたらした台風19号の接近により、国民体育大会・全国障害者スポーツ大会始まって以来、全競技の中止が決定され、茨城県で1泊し帰路へ着くことになりました。これまで合宿や地域で活動しているクラブで練習を重ねてきた選手の思いを考えると大変残念でした。

今年の予選会参加者は、初年度ということもあり人数が少なく、しかも女子の参加者がいなかったことで、次年度以降参加者が増えるよう周知方法も検討していく必要があります。来年度の大会は鹿児島県で行われます。選手にとっては、長距離移動でさらに不安が増すことが予想されますが、男女そろって選手が活躍できるよう今年以上にサポートしていく予定です。全国大会での公式競技は始まったばかりですが、スポーツに打ち込まれている精神障害がある方の活躍の場が広まり、障害者スポーツが広く普及していけるよう応援していただけると幸いです。

<平成31年度彩の国ふれあいピック春季大会予選会の様子>



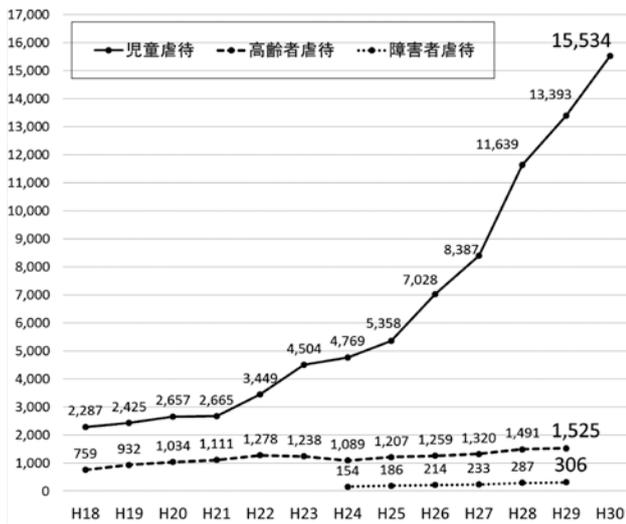
5 埼玉県虐待禁止条例及び埼玉県虐待通報ダイヤル「#7171」について

埼玉県福祉部福祉政策課 政策企画担当

はじめに

県内における児童、高齢者及び障害者虐待の通告・通報件数は年々増加傾向にあります。そこで、県では、児童、高齢者及び障害者虐待に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「埼玉県虐待禁止条例」を制定し、平成29年7月11日に公布しました（平成30年4月1日施行）。

虐待の通告・通報件数の推移



埼玉県虐待禁止条例の特徴

埼玉県虐待禁止条例は、児童、高齢者、障害者に対する虐待の禁止並びに虐待の予防、早期発見、その他の虐待の防止等に関して、一元的に規定した都道府県レベルでは全国初の条例です。

児童虐待防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法は、それぞれで虐待の行為者と行為類型が異なっていますが、条例では、児童、高齢者及び障害者によって虐待の類型は分けず、いずれに対しても①身体的虐待、②性的虐待、③ネグレクト（放置・放棄）、④心理的虐待、⑤経済的虐待の5つの類型を網羅して規定しています。

【法と異なる規定の例】

- ・経済的虐待を児童虐待にも適用（第2条）
児童の財産を不当に処分すること、不当に財産上の利益を得ること
- ・使用者による虐待を児童・高齢者にも適用（第2条）

虐待とは...
殴る、罵るだけが虐待ではありません。埼玉県虐待禁止条例では、虐待に該当する行為を①身体的虐待、②性的虐待、③ネグレクト（放置・放棄）、④心理的虐待、⑤経済的虐待の5つの類型に定めています。具体的な例は次のとおりです。

- ①身体的虐待**
 - 殴る、罵るなどの暴力をふるう
 - 車に押し込める、突きおりにするなど、危険にさらす
- ②性的虐待**
 - 子どもの健全な成長を阻む行為をする など
 - 子どもへの性的行為をする、性行為を強要する
 - わいせつ映像を見せる など
- ③ネグレクト(放置・放棄)**
 - 必要な医療、福祉のサービスを受けさせない など
 - 食事や衣服などを手当に使う、恥がする
- ④心理的虐待**
 - 子どもの目の前で家庭に対して暴力をふるう など
 - 服装に侮辱をしている
- ⑤経済的虐待**
 - 日常生活に必要な資金を渡さない、使わせない など

虐待のサインを見逃すな
虐待を受けている人は周囲の人にサインを出している場合があります。サインに気付いたら#7171(ないない)に電話してください。

虐待のサインに気付いたら
#7171に電話してください。

埼玉県虐待通報ダイヤル #7171

- ・知事が告示で定める児童福祉施設・事業の従事者を「施設等養護者」に位置付け（第2条）
- ・学校の教職員・病院の医師、看護師を「施設等養護者」に位置付け（第2条）

また、法律で規定する範囲を越えた規定も盛り込まれた内容となっています。

【法律の範囲を越えた規定の例】

- ・県による虐待の防止・養護者支援のための専門的人材の育成（第18条）
- ・県による虐待の防止等に関する研修の実施及び施設従事者等の研修受講の義務付け（第19条～第21条）
- ・重大な虐待事件に関する県による検証の義務付け（第22条）

埼玉県虐待通報ダイヤル「#7171」について

条例では県の主な責務として、①通報や相談しやすい環境の整備、②虐待の防止に関する啓発、③施設職員の虐待防止研修の受講などを定めています。

このうち、①通報や相談しやすい環境の整備について、児童、高齢者及び障害者虐待の通報を24時間365日受け付ける埼玉県虐待通報ダイヤル「#7171」を平成30年10月1日から開設しました。

ダイヤル開設後1年間の実績は、2,034件となっています。

「#7171」では通報・相談の内容を踏まえて、適切な機関につないでいます（児童虐待は児童相談所、高齢者及び障害者虐待は市町村など）。

ダイヤルへの通告・通報事例

<事例1>「同居している高齢の親を、殺してしまうかもしれない」との相談

- ・市町村に即時連絡。
- ・市町村は、当日に即時訪問し、相談者が精神不安定な様子のため、かかりつけ医に職員が同行し対応。

<事例2>「特別養護老人ホームの同僚職員が、ホームの利用者に対し、虐待（暴力・暴言）

を行っている」との通報

- ・市町村に連絡し、市町村が行政指導。施設長をヒアリングし、職員の処分も含め、改善するよう指示。

<事例3>母親から「子供を殺してしまうかもしれない」との相談

- ・相談者が精神不安定な様子だったが、児童担当の相談員が時間をかけて聞き取った結果、相談者が落ち着きを取り戻す。
- ・翌日管轄の児童相談所が訪問し対応。

虐待を通告・通報していただくために

より多くの方に埼玉県虐待通報ダイヤル「#7171」をお知らせするため、広報活動を行っています。平成30年度は、虐待通報ダイヤルの広報及び虐待の具体例を周知するため、リーフレット、チラシ、ポスターを配布したほか、彩の国だより、市町村広報誌、県ホームページに記事を掲載しました。令和元年度は、これらに加え、新たに虐待ゼロ推進月間（7月1日～31日）を設け、JR浦和駅、大宮駅、川口駅でキャンペーングッズ（うちわ）を配布したほか、認知症サポーター養成講座や県政出前講座で紹介しています。

月間のうちわ配布風景



最後に

県では、埼玉県虐待禁止条例を実効性のあるものとするため、県庁内において福祉部関係各課をはじめ、病院部門、教育部門、警察本部を構成員とする「埼玉県虐待禁止庁内連絡会議」を設置し、各課の取組状況や課題などの情報交換をする場を設けています。

また、高齢者や障害者の虐待は原則市町村に権限があるため、市町村との連携が不可欠です。そこで市町村説明会などを通じて、条例の趣旨や運用を説明することで、虐待の対応に遺漏のないように努めています。

虐待は早期発見・早期対応が何より重要であると言われてはいますが、今後条例に基づき、埼玉県虐待通報ダイヤル「#7171」の運用及び虐待防止への啓発を進めることで、虐待のない社会の実現に少しでも近づけるよう、関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

◆「#7171」普及啓発用ポスター等の掲示・配架先を募集しています。掲示・配架に御協力いただける場合は県福祉政策課までぜひ御連絡ください。

- ・ポスター（A2サイズ）
 - ・リーフレット（A3二つ折り）
 - ・チラシ（A4サイズ）
- ☎ 048-830-3391（福祉政策課直通）

虐待かも
埼玉県虐待通報ダイヤル
絶対な い な い
#7171
つながらない場合（伊豆電話など） ☎048-762-7533

SOS
を見逃さない！

児童虐待
障害者虐待
高齢者虐待

24時間
毎日
365日
受付・対応
（通話料がかかります）

埼玉県は「埼玉県虐待禁止条例」を制定し、虐待のない社会を目指しています。

◆虐待は重大な人権侵害です。
◆誰もが虐待の加害者にも被害者にもなる可能性があります。
◆虐待を発見した、虐待を受けている、虐待をしてしまったなど、どうしていいかわからない場合は自分一人で抱え込まず、埼玉県虐待通報ダイヤルに電話してください。
◆連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。
◆生命に重大な危険があるなど緊急の場合は、110番へ電話してください。

虐待を発見した
虐待かもいれない

迷わず電話を

生命の危険がある
などの緊急の場合

110番へ

埼玉県虐待通報ダイヤル
絶対な い な い
#7171
つながらない場合（伊豆電話など） ☎048-762-7533

お話を伺い、適切な機関におつなぎします。

虐待通報ダイヤル以外でも受け付けています。

- 児童虐待
・児童相談所全国共通ダイヤル189
・市町村
- 高齢者虐待
・市町村、地域包括支援センター
- 障害者虐待
・市町村、市町村障害者虐待防止センター

身近な人が加害者になりうる場合もあります。
雇用主、施設（児童福祉施設、高齢者・障害者支援施設等）の職員、学校の教職員、医療従事者 など

＊埼玉県 福祉部 福祉政策課 TEL.048-830-3391 FAX.048-830-4801